

## 柏市観光マスコットキャラクター「かしもっちい」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市観光マスコットキャラクター「かしもっちい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、柏市観光協会（以下「所有者」という。）に、電話などで着ぐるみ使用について仮予約をした上、「柏市観光マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書」（以下「申込書」という。）を所有者に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用承諾基準)

第3条 所有者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 柏市及び柏市観光協会の品位を傷つけ、また正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 所定の貸出要綱と使用マニュアルに従って使用しない恐れのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体、または柏市観光協会の会員ではない企業を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に関連する業務において使用する場合。
- (6) その他、所有者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用承諾の通知)

第4条 所有者は、前条の基準を満たし、また、当該使用が柏市のPRまたは地域活性化、街づくり、柏市観光協会会員企業のPRに寄与すると認めるときは、使用者に対し使用承諾の連絡を行う。

(使用料)

第5条 使用料は別表のとおりとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『「柏市観光マスコットキャラクターかしもっちい」着ぐるみ使用マニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載通りに使用すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺、プールや池など水まわりの近辺で使用しないこと。
- (5) 雨、雪、あられやひょうなどが降っている、降りそうな時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、所有者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取り消し)

第7条 使用者が、本要綱に定める事項や使用マニュアルを遵守しなかったときは、その使用の承諾を取り消すとともに、事後も含めその使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、所有者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、いかなる理由があっても使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(所有者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、所有者は一切の責任を負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるものの他、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、所有者が別に定める

附則

この要綱は令和3年5月1日から施行する

### 柏市観光マスコットキャラクター「かしもっちい」着ぐるみ貸出要綱 別表

使用団体、使用目的等	貸出料金
国、自治体、商工会議所、商工会 ※1	無料
町会、学校・幼稚園・保育園、その他の非営利公益団体	貸出日数×3000円 ※2
柏市観光協会会員企業・団体	貸出日数×3000円 ※2

※1 柏市が構成団体となっている実行委員会、柏市が管理運営を指定管理業者に委託している施設等および、柏商工会議所や柏市沼南商工会が事務局を担っている実行委員会、外部団体を含む

※2 使用日と返却日が別日の場合は返却日を除いて計算する

例1) 金曜日に貸出し、土日に使用、月曜日に返却＝3日×3000円

例2) 水曜日に貸出し、木曜日に使用しその日に返却＝2日×3000円

例3) 水曜日に貸出し、木曜日に使用、金曜日に返却＝2日×3000円

例4) 水曜日に貸出し、その日に使用しその日に返却＝1日×3000円